

湯沢市若者世帯住宅取得費用補助金Q&A

Q 湯沢市民ではなくても申請できますか？

「住宅取得費用補助金申請書兼実績報告書（様式第5号）の提出日において湯沢市に住所を有していれば申請できます。

Q 若者夫婦の条件は何ですか？

夫婦ともに39歳以下が条件となります。年齢の基準日は、工事請負契約または売買契約を締結した日です。

Q 「新築住宅」の条件は何ですか？

自身の居住用として建築された住宅または販売を目的に建築された住宅で、過去に人が住んでいないものとなります。（建築工事完了日から1年経過した住宅は対象となりません）

Q どのような住宅が対象になりますか？

湯沢市内に所在する新築住宅で、主に若者夫婦が所有している住宅であり、住宅の工事請負契約または売買契約を締結し、所有権の保存または移転の登記が完了した住宅が対象になります。中古住宅は対象になりません。

Q 他の補助金と併用できますか？

原則として併用可能です。ただし、本補助金と他の補助金の合計額が住宅取得にかかる総費用を超える場合は、その差額は交付されません。

Q 補助対象となる「費用」とは具体的に何ですか？

補助対象住宅の新築または購入にかかる費用です。（建築工事費、住宅本体の購入費など）土地の購入費用は対象外です。また、家具・家電の購入費、外構工事費、仲介手数料、住宅ローン保証料など、住宅本体の取得に直接関係しない費用は対象外となります。

Q 若者夫婦以外の人と共同で新築住宅を取得した場合でも申請できますか？

主に若者夫婦が所有する住宅で居住の用に供する住宅であれば、申請できます。ただし、若者夫婦の持分の合計を住宅取得費用に乗じた額となります。

【例】住宅取得費用が2,000万円で、補助対象者が全体の50%を所有している場合
→補助対象費用は1,000万円となります

Q 住宅の一部を店舗や事務所として使う場合でも対象となりますか？

対象になります。ただし、店舗や事務所部分の取得にかかる経費を除いたものが対象経費となります。店舗等部分の取得経費が明確に区分できない場合、住宅取得経費を住宅部分と店舗等部分の面積案分により算出します。

Q 既存の住宅を解体して、同じ場所に新築する場合も対象になりますか？

既存住宅を解体し、その跡地に新たな住宅を建築する場合は「新築」とみなされ対象となります。ただし、解体費用は補助対象外となります。

Q 補助金の額はいくらになりますか？

基本額100万円に、子育て世帯の場合は20万円、移住者世帯の場合は20万円加算になります。
これらの合計額と、実際に住宅の新築または購入に要した費用のうち少ない方が上限額となります。
例えば、合計が140万円でも実支出が130万円なら交付額は130万円です。

Q 子育て世帯の条件は何ですか？

「住宅取得費用補助金申請書兼実績報告書（様式第5号）」を提出した年度の3月31日時点で、18歳以下であり就労していない子どもがいる世帯、または出産予定の方（母子健康手帳等で確認）がいる世帯が条件となります。

Q 移住者世帯の条件は何ですか？

湯沢市に転入する前日まで市外に連続して1年間以上居住していた期間を有し、かつ「住宅取得費用補助金申請書兼実績報告書（様式第5号）」を提出した時点で転入後1年以内の世帯が条件となります。

Q いつまでに「住宅取得費用補助金実施計画承認申請書（様式第1号）」を提出すればいいですか？

新築の場合は、建築工事の着工前に、購入の場合は売買契約を締結し、移転の登記の申請前に「住宅取得費用補助金実施計画承認申請書（様式第1号）」を提出してください。

Q 実施計画書承認後、申請の内容が変更する場合はどうすればいいですか？

「住宅取得費用補助金実施計画承認変更（取下げ）申請書（様式第3号）」を提出してください。
ただし、軽微な変更については、申請しなくてもいい場合があります。

Q いつまでに「住宅取得費用補助金申請書兼実績報告書（様式第5号）」を提出すればいいですか？

補助対象住宅の所有権保存登記等が完了し、居住を開始した場合は早めに「住宅取得費用補助金申請書兼実績報告書（様式第5号）」を提出してください。

Q 5年未満で転居した場合の返還額はどのように計算されますか？

補助金交付決定後の経過期間に応じて以下のとおりです。（千円未満切り捨て）

- 1年未満：全額
- 1年以上2年未満：5分の4
- 2年以上3年未満：5分の3
- 3年以上4年未満：5分の2
- 4年以上5年未満：5分の1

Q 子どもが進学で転出する場合、子育て世帯加算の返還対象になりますか？

「住宅取得費用補助金申請書兼実績報告書（様式第5号）」を提出した時点で、子育て世帯に該当した場合、その後、進学等により市外へ転出しても返還の必要はありません。

お問い合わせ先

湯沢市 ふるさと未来創造部 まちづくり協働課 交流・未来づくり推進班
電話番号：0183-56-8386 MAIL：mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp

\ HPはこちら！ /

